

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	札幌市が生活保護法第19条の規定に基づき実施責任を負う、現に生活保護を受けている者(以下「被保護者」という。)、現に生活保護を受けていないにもかかわらず、生活保護を必要とする状態にある者(以下「要保護者」という。)及び被保護者であった者
その必要性	住民に対する保護の決定及び実施並びに関係機関への情報提供を迅速かつ適正に行うにあたり、対象となる被保護者等の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報、公営住宅関係情報、改良住宅関係情報、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)による生活に困窮する外国人の保護(以下「外国人保護」という。)の支給に関する情報)

	その妥当性	<p>1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:還付等の情報を確認し、適正な保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還及び徴収(以下この欄において当該事務を「保護の決定等」という。)を行うために保有する必要があるほか、要保護者からの税の減免申請等に係る相談に対する助言を行うために保有 ② 健康・医療関係情報:通院先・傷病等を確認し、保護の決定等を行うために保有 ③ 医療保険関係情報:医療関係の手当等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報:保護の決定等を行うために生活保護及び社会福祉に関する情報を確認するほか、就労自立給付金の申請に対する審査を行うために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑧ 雇用・労働関係情報:保護の決定等を行うために手当等の給付状況を確認するほか、就労自立給付金の申請に対する審査を行うために保有 ⑨ 年金関係情報:年金の給付状況、保険料の納付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑩ 学校・教育関係情報:保護の決定等を行うために手当等の給付状況を確認するほか、進学・就職準備給付金の申請に対する審査を行うために保有 ⑪ 災害関係情報:手当等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑫ 中国残留法人等支援給付の支給に関する情報:保護の申請に対する審査を行うために保有 ⑬ 公営住宅関係情報:家賃を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑭ 改良住宅関係情報:家賃を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑮ 外国人保護の支給に関する情報:外国人保護の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有</p>
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、保健福祉課、保険年金課及び健康・子ども課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (各市税務所の市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構その他公的給付等の支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村、都道府県) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (社会保険診療報酬支払基金)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	

<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>1 識別情報:随時(申請書受理時等) 2 連絡先等情報:随時(申請書受理時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:随時(保護の決定時等) ② 健康・医療関係情報:随時(申請書受理時等) ③ 医療保険関係情報:随時(保護の決定時等) ④ 児童福祉・子育て関係情報:随時(保護の決定時等) ⑤ 障害者福祉関係情報:随時(保護の決定時等) ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報:随時(保護の決定時、申請書受理時等) ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報:随時(保護の決定時等) ⑧ 雇用・労働関係情報:随時(保護の決定時、申請書受理時等) ⑨ 年金関係情報:随時(保護の決定時等) ⑩ 学校・教育関係情報:随時(保護の決定時等) ⑪ 災害関係情報:随時(保護の決定時等) ⑫ 中国残留法人等支援給付の支給に関する情報:随時(申請書受理時等) ⑬ 公営住宅関係情報:随時(保護の決定時等) ⑭ 改良住宅関係情報:随時(保護の決定時等) ⑮ 外国人保護の支給に関する情報:随時(申請書受理時等)</p>										
<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>・生活保護関係事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報及び生活保護法第29条の規定による調査により情報の収集を行う必要がある。</p>										
<p>⑤本人への明示</p>	<p>生活保護法第29条並びに番号法別表第二の26項の規定による。 庁内連携による入手は、利用条例において明示されている。</p>										
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>行政運営の効率化と公平・公正な生活保護に関する事務を行うため。</p>										
<p>変更の妥当性</p>	<p>—</p>										
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 969 467 1037"> <p>使用部署 ※</p> </td> <td data-bbox="467 969 1524 1037"> <p>各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1037 467 1133"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="467 1037 1524 1133"> <p>[500人以上1,000人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>使用部署 ※</p>	<p>各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課</p>	<p>使用者数</p>	<p>[500人以上1,000人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<p>使用部署 ※</p>	<p>各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課</p>										
<p>使用者数</p>	<p>[500人以上1,000人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満										
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満										
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上										
<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1 生活保護の決定及び実施 各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、生活保護の決定及び実施を行う。</p> <p>2 生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。</p> <p>3 職権による生活保護の開始若しくは変更 各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、職権による生活保護の開始若しくは変更を行う。</p> <p>4 生活保護の停止若しくは廃止 各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、生活保護の停止若しくは廃止を行う。</p> <p>5 保護に要する費用の返還及び徴収の決定 各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収を行う。</p> <p>6 就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。</p> <p>7 進学・就職準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 進学・就職準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。</p> <p>8 資料の提供等の求め 照会文等に個人番号を付記し、関係機関に対し、保護の決定及び実施等に必要な資料の提供等の求めを行う。</p> <p>9 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 医療扶助のオンライン資格確認実施のため、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報について、医療保険者等向け中間サーバー等と連携する。</p>										

委託事項2		住基ネットのコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容		住基ネットのコミュニケーションサーバの運用・保守作業の実施
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	住基ネットのコミュニケーションサーバの安定した稼働のため、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		BIPROGY株式会社 北海道支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理
①委託内容		札幌市から委託区画に連携された個人番号を含む被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用するために、被保護者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()

⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
①委託内容		オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで管理している被保護者の資格情報と紐づけるために、機関別符号を取得する。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (31) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (44) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第10項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第14項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第24項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第50項)	
②提供先における用途	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先12	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第90項)
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先20	独立行政法人日本スポーツ振興センター	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第104項)	
②提供先における用途	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先4	子ども未来局児童相談所相談判定一課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先5	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先6	財政局税政部(税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課) 各市税事務所(納税課、市民税課、諸税課、固定資産税課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基く条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先7	都市局市街地整備部住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先8	都市局市街地整備部住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先9	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	

①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先10	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先11	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ

⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先12	保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	母子健康法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先13	保健福祉局総務部総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先14	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課・保険年金課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	

③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先15	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先16	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙

⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先17	保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先18	財政局税政部(市民税課、納税指導課) 各市税事務所(市民税課、納税課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基く条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先19	財政局税制部固定資産税課 各市税事務所固定資産税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第1項)	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基く条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	外国人生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。また、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 593 467 734"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="467 593 1527 734"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 734 467 801"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="467 734 1527 801"> <p>「生活保護法関係文書の保存期間について」(昭和36年9月29日社発第726号厚生省社会局長通知)に定められた保管年数要件を満たすように、情報を保管する。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>「生活保護法関係文書の保存期間について」(昭和36年9月29日社発第726号厚生省社会局長通知)に定められた保管年数要件を満たすように、情報を保管する。</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>「生活保護法関係文書の保存期間について」(昭和36年9月29日社発第726号厚生省社会局長通知)に定められた保管年数要件を満たすように、情報を保管する。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p><札幌市における措置> 1 年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、手動操作でデータベースから情報を消去する。 2 紙媒体により提出された申請等情報は、年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、シュレッダーにより完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>				

7. 備考

—